

## 令和6年度 障害者委託訓練 e-ラーニングコース 受託希望者への御案内

障害者委託訓練の実施については、意向調査票で希望状況を把握し、予算の範囲内で委託先を決定します。地域や内容等が競合している提案は、障害者の職業訓練に適した内容の提案を優先します。

なお、意向調査はあくまで希望調査なので、提出後いつでも取り下げ可能です。

事務の流れ	説 明
意向調査票の提出	令和6年2月9日（金）までに提出してください。
↓	
訓練内容・時期等の調整	訓練内容や実施時期について調整します。
↓	
提案書等の提出	提案書、カリキュラム等の書類を提出していただきます。作成にあたっては、当センター担当職員がサポートします。
↓	
訓練委託の通知	提案書等の審査終了後、訓練を委託することを通知します。
↓	
訓練生募集パンフレットの発行	毎月発行する訓練生募集パンフレットに訓練コースを掲載します。約1,400部印刷し、ハローワーク、障害者就労支援センター等に発送しています。パンフレットは県のホームページにも掲載します。予定していた訓練を中止する場合は、実施予定月の2か月前の10日までに連絡してください。
↓	
訓練生の選考(Zoom面接)	受託企業等の職員とセンター担当職員が応募者をZoomにより面接します。
↓	
委託契約の締結	訓練生が決定したら見積書を提出していただき、契約を締結します。
↓	
障害者委託訓練の実施	3か月～6か月、訓練を実施していただきます。
↓	
委託料の支払い	完了報告書を提出していただいた後、訓練生一人当たり月6万円（外税）の委託料をお支払いします。

### 【留意事項】

- (1) 厚生労働省の事業実施要領に、訓練時間などの基準が定められています。提案書等の内容が基準に満たず、その改善ができない場合は委託できません。
- (2) 意向調査票は、当センターのホームページからダウンロードできます。

埼玉県立職業能力開発センター 障害者委託訓練担当 TEL048-651-3136